

第1回小委員会でのご意見に対する 補足説明資料

関東地方整備局における道路啓開の実施状況

- 常総市内の道路上には動かなくなった車両が放置され、捜索活動や排水作業のための緊急車両をはじめ、災害復旧に必要な車両の通行の妨げとなった。
- 茨城県及び常総市が管理する常総市内全域の市道、県管理道路について、9月12日に災害対策基本法76条の6による指定※が行われた。
- 関東地方整備局は、茨城県及び常総市からの要請を受け、9月12日から放置車両の状況調査を行い、9月13日～9月20日の間に計24台の車両を移動した（市道9台、県管理道路15台）。

※緊急の必要がある場合、道路管理者は区間を指定し、緊急車両の妨げとなる車両の運転者等に対して移動を命令したり、運転者の不在時等は自ら車両を移動することが可能。

■道路啓開の実施状況

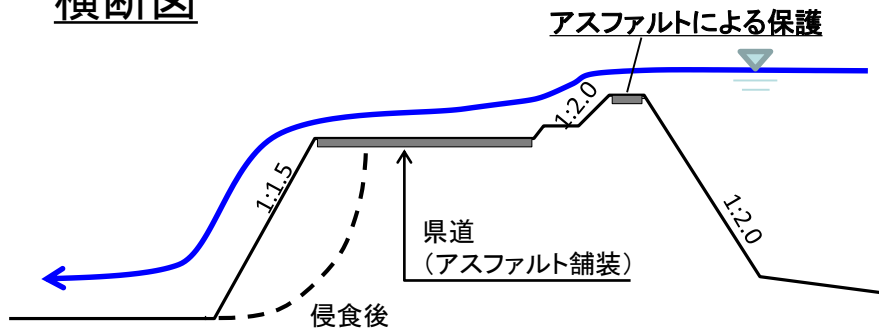


「被害軽減を図るための堤防構造の工夫」について

○ 天端のアスファルトが、越水による侵食から堤体を保護した例

鳴瀬川水系吉田川(平成27年9月関東・東北豪雨)

横断図



はったがわ
庄内川水系八田川(平成23年9月出水)

横断図

